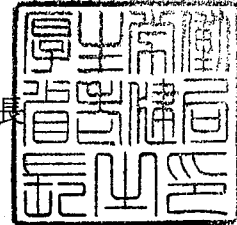


老発第0330007号

平成19年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」の
一部改正について

特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱いについては、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）においてお示ししているところであるが、今般、当該通知の一部を別添のとおり改正し、平成19年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図るとともに、その取扱いについて遺憾のないよう指導願いたい。

なお、本件の取扱いについては、社会・援護局と協議済みであることを念のため申し添える。

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>第1 平成11年度末時点において生じた繰越金等の取扱い</p> <p>4 積立金及び積立預金の取り崩しについて</p> <p>(1) 積立金及び積立預金は、当該施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。 <u>(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を除く。)</u></p> <p>a <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業</u></p> <p>b <u>社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第1 平成11年度末時点において生じた繰越金等の取扱い</p> <p>4 積立金及び積立預金の取り崩しについて</p> <p>(1) 積立金及び積立預金は、当該施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。</p> <p>a 社会福祉法(昭和26年法律第45号) <u>第2条第2項第3号に規定する事業</u></p> <p>b <u>社会福祉法第2条第3項第4号及び第10号に規定する事業</u></p> <p>c <u>社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業のうち、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第5項に規定する居宅サービス事業及び同条第18項に規定する居宅介護支援事業に該当する事業</u></p> <p>d <u>社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業のうち、高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業(当該社会福祉法人の主たる事業と一体的に実施されるものに限る。)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>第2 平成12年以降における運用上の取扱い</p> <p>2 資金の運用について</p> <p>指定施設サービス等に要する費用の額(以下「施設報酬」という。)は、施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の用途については、原則として制限を設</p>	<p>第2 平成12年以降における運用上の取扱い</p> <p>2 資金の運用について</p> <p>指定施設サービス等に要する費用の額(以下「施設報酬」という。)は、<u>従来の運営費(措置費)と異なり、指定施設サービス等を利用者に提供した対価として報酬を得ること</u></p>

けない。ただし、指定介護老人福祉施設は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

(1) 収益事業に要する経費

(2)～(3) (略)

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等（収益事業を除く。）へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) (略)

(3) 施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(4) (略)

となるので、施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定介護老人福祉施設は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

(1) 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業（ただし、介護保険法第7条第5項に規定する居宅サービス事業及び同条第18項に規定する居宅介護支援事業並びに高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業であって当該社会福祉法人の主たる事業と一体的に実施されている事業を除く。以下同じ。）及び収益事業に要する経費

(2)～(3) (略)

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等（公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。）へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険施設、指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) (略)

(3) 施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(4) (略)